

「ティラワ経済特別区開発事業 Zone B フェーズ 2」に係る
環境社会配慮について

- ① カテゴリ分類：A
- ② カテゴリ分類の根拠：本拡張開発は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA ガイドライン」という。）に掲げる工業開発セクターに該当するため。
- ③ 環境許認可：本拡張開発に係る環境影響評価（EIA）報告書（Zone B 全域が対象）は、現地事業体である Myanmar Japan Thilawa Development Limited（MJTD）により作成され、2016年6月にティラワ SEZ 管理委員会により承認済。
- ④ 汚染対策：大気質、水質、騒音・振動、廃棄物等の影響については、工事中は散水、夜間工事の回避等により、供用時は、各入居企業が国内法に基づき EIA に記載の緩和策の実施、各入居企業による一次処理後の排水の中央排水処理施設での処理等により国内基準等を満たす見込み。
- ⑤ 自然環境面：事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域又はその周辺に該当せず、保全すべき重要な自然環境への影響は最小限であると想定される。
- ⑥ 社会環境面：本拡張開発による用地取得面積は 78.2ha の見込み。被影響世帯（住民）は 63 世帯（281 人）、うち非自発的住民移転は 12 世帯（50 人）で、既に 11 世帯（43 人）が移転先地に移転済であり、今後 1 世帯（7 人）の住民移転が必要。これらに対して、JICA ガイドラインに沿って作成された住民移転計画書によって補償が実施されている。本拡張開発に係る住民協議では、事業実施に関しての大きな反対意見はなく、被影響住民の意見を踏まえた補償・支援内容が策定されている。
- ⑦ その他・モニタリング：MJTD が、建設中の騒音、振動、水質等、また供用開始後の排水、大気質等をモニタリングする。